

限度額適用認定証(70歳以上の方)

認定証の適用区分	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み III	課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円>	
現役並み II	課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円>	
現役並み I	課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円>	
一般	課税所得145万円未満	18,000円 (年間の上限額144,000円)	57,600円 <多数回 44,400>
低所得者 II	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得者 I	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

* 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

* 低所得者IIとは、世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方。

* 低所得者Iとは、世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除。

(年金の所得は控除額を80万円、給与の所得は控除額を10万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

* 70歳以上の方で、限度額適用認定証の交付対象となるのは、「現役並みII、現役並みI、低所得者II、低所得者I」の区分の方。